

名古屋学生青年センター後援会・講演会

— 命を分かち合う — 改憲を問う

～ 平和に生きる権利の実現のために ～

日 時：2016年**6月18**日（土）14時～

講 師：川口 ^{はじめ}創さん

（弁護士、元・自衛隊イラク派兵差止訴訟
弁護団事務局長）

会 場：日本キリスト教団**名古屋中央教会**

名古屋市東区久屋町8-6 1階マナホール
(地下鉄 東山線・名城線「栄」駅5番出口出てすぐ)



集団的自衛権の行使を認める安保法が施行されました。安保法施行により、日米軍事一体化が深化し、日本は海外で戦争を積極的に行う国へと大きく転換するでしょう。

2008年に違憲判決を勝ち取ったイラク派兵差止訴訟では、「強いられたくない、加害者としての立場を」を合い言葉に、「テロとの戦い」の実態と自衛隊のイラクでの活動の真相を明確化しました。「テロとの戦い」の結果、多くの市民が犠牲となり、憎しみの連鎖が拡大し、それが今のイラク・シリアの悲惨な情勢につながっています。

安保法が作動し始めれば、私たちは他国の市民との間で、加害者として殺す関係に立つと同時に、被害者にもなるでしょう。

私たちは戦争の被害者にも加害者にもならない。それがこの国の憲法です。

この憲法が破壊されている今、私たちと子どもたちの未来のために、何ができるのか、ご一緒に考える機会となればと思います。

* 公共交通機関で
お越しください。

入場無料



主 催・問合せ先：日本聖公会中部教区**名古屋学生青年センター後援会**

名古屋市昭和区宮東町260 TEL.052-781-0165 FAX.052-781-4334

共 催：日本キリスト教団**名古屋中央教会**